

令和4年度いわて働き方改革加速化推進業務及び働き方改革実行支援・フォローアップ業務仕様書

令和4年2月22日 岩手県

この「業務仕様書」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和4年度いわて働き方改革加速化推進業務及び働き方改革実行支援・フォローアップ業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関し、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する業務の仕様等について明らかにし、企画コンペに参加する者の提案に関し具体的な指針を示すものである

1 本業務の趣旨

本業務は、仕事へのやりがい・働きがいを感じ、ライフスタイルに応じた新しい働き方を可能とする労働環境の整備と処遇の改善に向けて、「いわて働き方改革推進運動」の推進に係る本仕様書に定める業務を行うものである。

2 対象者

本業務は、県内に本社又は事業所を有する企業等を対象とする。

3 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

4 活動拠点

活動拠点は申請者において準備するものとする。活動拠点の電気料等光熱水費及び清掃料等の管理費についてはすべて受託者が負担するものとする。

営業時間等活動に必要な事項についての詳細は受託者の提案により、県と協議の上決定するものとする。

5 活動拠点に配置する人員

活動拠点には、次の人員を配置すること。適切な労働環境を確保しつつ、提案内容を実現できるような人員配置とすること。

なお、職名については県との協議により定めるものとする。

(1) いわて働き方改革加速化推進業務

いわて働き方改革推進運動への参加企業等からの相談対応や同運動への参加促進及び優良事例の普及啓発、働き方改革関連ホームページのポータルサイトの保守・運営、働き方改革アドバイザーの派遣調整、企業支援ツールを活用した企業への助言等の業務を行う「いわて働き方改革サポートデスク」の運営に必要な人員を配置すること。

(2) 働き方改革実行支援・フォローアップ業務

いわて働き方改革等推進事業費補助金の募集に係る広報や補助金交付申請者及び過年度補助事業者に対する支援に必要な人員を配置すること。

6 本業務の範囲

本業務の範囲は次のとおりとし、具体的な内容は提案事項とする。

(1) いわて働き方改革加速化推進業務

仕事へのやりがい・働きがいを感じ、ライフスタイルに応じた新しい働き方を可能とする労働環境の整備と処遇の改善に向けて、「いわて働き方改革推進運動」を推進するため、下記の事業を実施すること。なお、実施に当たっては、県と十分な協議・調整を図ること。

① いわて働き方改革推進運動の実施

ア 働き方の見直しを促すスローガン等を掲げるなどして、「いわてで働こう推進協議会」の構成団体等との連携を図りながら、ホームページの更新やリーフレットの配布等により長時間労働の是正などの働き方改革推進運動を企画実施すること。

イ その他、委託期間中に働き方改革運動参加企業数 1,000 事業者（平成 29 年度からの累計）の目標を達成するための取組を実施すること。

② いわて働き方改革アワードの実施

ア いわて働き方改革推進運動への参加企業の働き方改革の取組を、ウの審査方法により審査し、最優秀賞等を決定し、授賞式（受賞企業の事例発表を含む。）を開催すること。

イ 県内企業の雇用・労働環境の改善につながるよう、最優秀賞等に選ばれた企業・団体に加え、運動参加企業のPRをウェブサイト等を通じて積極的に実施すること。

ウ 審査方法

(ア) 審査方法については提案事項とする。ただし、次のいずれかの方法によることを基本とし、県と協議・調整の上実施すること。

a 応募企業・団体等がセミナー等の公開の場で発表等を行い、審査員が審査の上決定する公開コンテスト方式

b 応募企業・団体等について、事務局が必要な調査を実施の上、審査委員会を設けて審査の上決定する方式

(イ) 審査基準等は県において別途定めることとしていることから、実施に当たっては、県と十分調整を図ること。

エ 最優秀賞受賞企業の副賞（報奨金、企業 PR 等）及びトロフィーを授与し、その他の賞の受賞企業には副賞としてトロフィーを授与すること。

③ 働き方改革包括支援業務の実施

ア いわて働き方改革サポートデスクの運営

いわて働き方改革サポートデスクを設置して、いわて働き方改革推進運動への参加企業等からの相談対応や同運動への参加促進、働き方改革アドバイザーの養成・派遣調整、企業支援ツールを活用した企業への助言等の業務を行うこと。

イ 働き方改革アドバイザーの派遣

働き方改革アドバイザー養成講座（平成 30 年度で終了）を受講した社会保険労務士や

キャリアカウンセラー等の中から働き方改革アドバイザーを委嘱し、いわて働き方改革加速化推進運動への参加企業に対して働き方改革の取組実態の聞き取りや働き方改革を実践するためのアドバイス等（150回程度。原則として派遣形式）を実施すること。

④ 企業の取組支援研修の開催

人材確保につながる企業の働き方改革の意識啓発・取組支援を行うため、労働時間短縮や休暇取得促進をテーマとした企業向けセミナーを開催すること（2回）。

⑤ 働き方改革関連ホームページの運営・管理

「いわて働き方改革ポータルサイト」を運営・管理すること。テレワークをはじめとした柔軟な働き方の実現に向けた取組等に係る優良事例の普及や、働き方改革に関する各種支援制度等についての情報を掲載し、必要に応じて最新の情報に更新すること。

(2) 働き方改革実行支援・フォローアップ業務

県内企業における「働き方改革」等を推進し、魅力ある雇用・労働環境の整備を図るため、県が行う「いわて働き方改革等推進事業補助金」の周知及び当該補助金の交付を希望する者や過年度の補助事業者への支援について下記のとおり実施すること。なお、実施に当たっては、県と十分な協議・調整を図ること。

① いわて働き方改革等推進事業費補助金に関する周知啓発

県内企業、団体に対して、ホームページの更新やリーフレットの配布等により、働き方改革の意義や補助金制度について効果的な周知啓発を行うこと。

② 補助金交付申請者等に対する支援

ア 働き方改善計画の作成支援

補助金の交付を希望する企業等を対象とし、ワークショップ（参加型講座）を2回以上開催し、働き方改革の意義や補助金制度の説明を行うとともに、働き方改善計画の策定支援を行うこと。

イ 補助事業者に対する取組の支援

補助金交付決定を受けた企業に対して、ヒアリングの実施等により補助対象者のニーズを把握し、働き方改革アドバイザーの派遣等を行い、働き方改善計画に基づいた企業の取組を支援すること。また、過年度の補助事業者に対してもの同様の支援を行うこと。

ウ 補助事業者の取組の普及啓発

補助金交付決定を受けた企業及びその働き方改善計画の内容、取組状況等について、事例紹介や報告会等を適宜実施し、周知に努めること。

③ 働き方改善計画審査資料の作成

補助金交付申請者から提出される働き方改善計画を基に、補助事業者決定するための審査委員会における審査資料の作成をすること。

7 連携する機関、事業等

(1) 働き方改革支援推進センターとの連携

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（平成 30 年法律第 71 号）の定着に向けて、岩手労働局が設置する「岩手働き方改革推進支援センター」と、双方の事業効果を最大限発揮できるよう十分に調整を図ること。

8 本業務の数値目標

- (1) いわて働き方改革推進運動参加企業数 1,000 事業者(平成 29 年度からの累計)
- (2) アドバイザー派遣回数 150 件

9 契約に関する条件等

(1) 無料サービスの原則

ア 本業務により提供するサービスについては、利用者に金銭負担を生じさせないことを原則とする。

イ 活動拠点において提供する飲み物や、研修等受講に必要不可欠で受講終了後は利用者の所有となる物品等の購入については、他の利用者との均衡に配慮し、実費程度の金銭を利用者に負担させることを認める場合があるので、個別に県と協議すること。

(2) 個人情報の保護

受託者は、この契約により知り得た個人情報を、県及び本人の承諾なしに第三者に提供し、又は当該業務以外の事業の用に供してはならないこと。

(3) 再委託の制限

受託者（共同提案の場合は代表者）が本業務の一部を第三者に委託する場合には、あらかじめ県に対して別途契約書で定める方法により再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、再委託先に対する管理方法等必要事項を報告し、承諾を得なければならないものとする。

(4) 本業務の引継ぎ

受託者は、本業務に係る契約の終了後、他者に業務の引継ぎを行う必要が生じた場合には、利用者の利便性を損なわないよう必要な措置を講じるなど、円滑な引継ぎに努めるものとする。

(5) 権利の帰属等

本業務により製作された教材、資料等に係る著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いが完了したときをもって受託者から県に移転するものとする。